

# 派遣労働者の適正受け入れ 自主点検チェックリスト

あなたの会社では、過去1年間、派遣労働者をどのように受け入れてきましたか？  
以下の設問にそって、法令遵守状況を点検してみてください。

## 1 行ってはならない事項や制限のある事項

NO.1 御社は、請負や委託など、労働者派遣契約以外の契約により、他人の労働者を自己の指揮命令のもとで労働に従事させる事業を行っていませんか？

行っている 行っていない

点線の中には参照していただきたい法律などを  
お示しました。→

職業安定法第4条⑥、第44条、派遣法第2条第1号、  
「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」

NO.2 御社は、建設の業務、港湾運送の業務、警備の業務、病院等における医療の業務に労働者派遣を受け入れていませんか？

受け入れている 受け入れていない

派遣法第4条、政令第2条

NO.3 御社は、派遣労働者の性別や年齢の指定や事前面接の要求など、派遣労働者を特定する行為を行っていませんか（紹介予定派遣を除く）？

行っている 行っていない

派遣法第26条第7項、「派遣先の講ずべき措置に関する指針」第2の3、  
「派遣元事業主の講ずべき措置に関する指針」第2の11、

NO.4 御社は、派遣受入期間に制限のある業務について、同一場所の同一業務に、3年以上継続して労働者派遣を受け入れていませんか？

受け入れている 受け入れていない

派遣受入期間に制限のある業務に派遣を受け入れたことがない

派遣法第35条の2、第40条の2、  
「派遣先が講ずべき措置に関する指針」第2の14

NO.5 御社は、派遣受入期間に制限のある業務について、1年を超えて派遣を受け入れる場合には、受け入れを行う事業所の労働者から意見聴取を行っていますか？

行っていない 行っている

派遣受入期間に制限のある業務に派遣を受け入れたことがない

派遣法第40条の2第3項、第4項

NO.6 御社が、派遣受入期間に制限のない業務に労働者派遣を受け入れている場合に、その業務に付隨的に派遣受入期間に制限のある業務が含まれる場合には、その業務の内容や時間、割合等を派遣契約の中に定めていますか？

定めていない 定めている

派遣受入期間に制限のない業務に派遣を受け入れたことがない

「労働者派遣事業関係業務取扱要領」第7の2の(1)イ  
(ハ)①、⑤、第9の4の(3)ロ

NO.7 御社を過去 1 年以内に離職した労働者を、派遣労働者として受け入れていませんか？

受け入れている 受け入れていない

派遣法第35条の4、第40条の6

## 2 労働者派遣契約

NO.8 御社は、派遣契約の締結にあたって、派遣法及び施行規則に定められたすべての事項をすべて定め、かつ、書面に記載していますか？

定めておらず、記載されていない 定めており、記載されている

派遣法第26条第1項、施行規則第21条、第22条

NO.9 御社は、派遣契約の締結にあたって、就業日や時間、休日等がシフト表や派遣先レンダーを参照しなければ明らかにならない場合には、それらの資料を添付していますか？

添付していない 添付している

派遣法第26条第1項、施行規則第21条第3項、「労働者派遣事業関係業務取扱要領」第7の2の(1)イ(ハ)④、⑤

NO.10 御社は、派遣契約の締結にあたり、派遣元事業主が一般労働者派遣事業の許可を受け、又は特定労働者派遣事業の届出を行っている旨を明示した内容を契約書に記載していますか？

記載していない 記載している

派遣法第26条第4項、派遣法施行規則第21条第4項

NO.11 御社は、派遣受入期間に制限のある業務に労働者派遣を受け入れる場合に、派遣契約の締結にあたって、派遣受入期間の制限に抵触する最初の日の通知を行っていますか？

行っていない 行っている

派遣受入期間に制限のある業務に派遣を受け入れたことがない

派遣法第26条第5項、第6項

NO.12 御社は、派遣先の都合で派遣契約を中途解除する際に、「派遣契約の解除を事前に申し入れること」、「派遣先における就業機会を確保すること」、これができなければ「休業手当及び解雇予告手当に相当する額以上の額について損害賠償を行うこと」を、すべて定めていますか？

定めていない  定めている

派遣法第 26 条第 1 項第 8 号、第 29 条の 2、「派遣元事業主が講すべき措置に関する指針」第 2 の 2、「派遣先が講すべき措置に関する指針」第 2 の 6

### 3 派遣先が講すべき措置

NO.13 御社は、派遣契約に定められた就業条件に反することのないよう、指揮命令者の就業条件の周知徹底や就業場所の巡回などを行っていますか？

行っていない  行っている

「派遣先が講すべき措置に関する指針」第 2 の 2

No14. 御社が受入れる派遣労働者が、労働・社会保険に加入していない理由が適正でないと考えられる場合は、労働・社会保険に加入してから派遣するよう派遣元に対し求めていますか？

求めていない  求めている

「派遣先が講すべき措置に関する指針」第 2 の 8

NO.15 御社が、派遣受入期間に制限のない業務に 3 年を超えて継続して受け入れている派遣労働者の業務と同一の業務に、新たに労働者を雇い入れようとするときには、その派遣労働者に労働契約の申し込みをしていますか（その労働者が派遣元事業主の無期雇用労働者である場合を除く）？

申込をしていない  申込をしている

派遣法第 40 条の 5

NO.16 御社が、労働者派遣を受け入れている事業所等において、派遣先責任者を選任していますか（事業所等の御社の労働者と派遣労働者の合計人数が 5 人以下の場合を除く）？

選任していない  選任している

派遣法第 41 条、施行規則第 34 条

NO.17 御社が受け入れている派遣労働者について、受け入れている事業所等ごとに、派遣先管理台帳を作成していますか(事業所等の御社の労働者と派遣労働者の合計人数が5人以下の場合を除く)?

作成していない 作成している

派遣法第42条、施行規則第35条、第36条、第37条

【派遣労働者の適正な受け入れについてのご質問等は以下へおたずねください】

〒108-0022 東京都港区海岸3-9-45 東京労働局海岸庁舎

東京労働局 需給調整事業部 需給調整事業第2課

電話 03-3452-1474(ダイヤルイン) FAX 03-3452-5361